

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(X I - 1 - 2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	<p>高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること(施策目標X I - 1 - 2)</p> <p>基本目標X I : 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1: 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p>	担当 部局名	老健局総務課 健康局健康課	作成責任者名	総務課長 竹林 悟史 健康課長 鷲見 学
施策の概要	<p>○ 介護保険制度には、保険者である市町村が、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する「地域支援事業」という仕組みがあり、生活支援サービスは、地域支援事業に位置付けられ、市町村が中心となり、要支援者や要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象に、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスと日常生活支援に資するサービスを総合的に実施できる、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきた。</p> <p>○ 地域支援事業については、平成26年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成27年4月から平成29年4月までに、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村が行う総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参加する多様なサービスを総合的に提供する仕組み(以下「新しい総合事業」という。)へと見直しを行った。</p> <p>○ 新しい総合事業は、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業に分かれる。このうち一般介護予防事業は、すべての65歳以上の高齢者を対象としている。住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すものである。</p> <p>○ 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリスト^{※1}該当者を対象としている。要支援者や事業の対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業の対象として支援するものである。事業は大きく分けて4つに分類される。</p> <p>※1 高齢者が自身で生活機能に低下があるかどうかチェックする質問リストのこと。</p> <p>①掃除・洗濯等の日常生活場の支援を訪問により提供する「訪問型サービス」 ②機能訓練や集いの場等への通所により日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」 ③栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り等の提供を行う「その他の生活支援サービス」 ④これらの新しい総合事業によるサービス等が適切に提供されるよう調整する「介護予防ケアマネジメント」</p> <p>○ 少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営む機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要である。そのため、「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」^{※2}においても、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標の中で、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組みを強化する必要があることを指摘している。</p> <p>※2 健康増進法(平成14年法律第103号)第7条第1項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針。対象期間は、平成25年度から概ね10年間。</p> <p>○ 加齢に伴い虚弱等の壮年期とは異なる健康課題を抱える高齢者については、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施することが必要となる。特に、後期高齢者の特性として、①前期高齢者と比べ加齢に伴う虚弱な状態であるフレイル^{※3}が顕著に進行すること、②複数の慢性疾患を保有し、フレイル等を要因とする老年症候群の症状が混在するため、包括的な疾病管理がより重要となること等を踏まえ、体重や筋肉量の減少を主因とした低栄養等のフレイルに着目した対策や、生活習慣病の発症予防よりも、重症化予防等を相対的に重視した取組みなど、高齢者の特性を踏まえた保健指導等を実施している。</p> <p>※3 加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態などの危険性が高くなった状態であり、その要因としては、身体的側面のみならず、精神・心理的、社会的側面もあるとされている。</p>				
施策実現のための背景・課題	1	<p>○ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めているところ、要支援者等については、IA DL^{※4}の低下に対応した日常生活上の困りごとに対する多様な支援が求められる。</p> <p>※4 掃除や買い物などの生活行為</p> <p>○ また、今後は、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスを充実していくことが求められている。</p> <p>○ 介護予防においては、地域の高齢者の心身の状態や生活環境等の情報収集により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を的確に把握することが必要となる。元気な高齢者は、地域の介護予防の担い手として活動したり、身近にある住民主体の通いの場への参加を通じて、元気な状態を維持する一方で、支援が必要とされた高齢者に対しては、保健・医療専門職の訪問を通じて、生活課題を抽出し、自立に向けて利用するサービスの内容やその目標等を多職種が参加する場で検討し、支援策を策定し、状態の改善を図る必要がある。</p>			
	2	<p>○ 高齢者は運動器の障害や低栄養により生活機能が急速に低下することから、フレイル(虚弱)対策(運動、口腔、栄養など)を含めた対策など、高齢者の特性を踏まえた保健事業を推進する必要がある。</p> <p>○ 具体的には、①医療機関への受診や服薬状況、②喫煙・飲酒の状況、③栄養・食生活の状況、④口腔機能の状態、⑤運動・リハビリの状態、⑥外出・社会参加の状況といった観点から、高齢者の健康状態・フレイルの状態、生活状況等を包括的に把握することが重要である。</p> <p>○ その結果をもとに、慢性疾患のコントロール、適正受診・服薬・低栄養を改善することで、健康状態に課題がある高齢者を減少させるとともに、介護予防と連携して、口腔機能・認知機能・運動機能の改善を図り、心身機能の低下した高齢者を減少させる。</p> <p>○ これらの取組みによって、フレイル(虚弱)の進行を防止し、在宅で自立した生活を送ることができる高齢者を増加させる取組みが求められる。</p>			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由					
	目標1 (課題1)	単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加するため、ボランティア、NPO、民間協同組合等の多様な生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。				地域包括ケアシステムの構築にあたって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が必要であるため。				
	目標2 (課題2)	適度な運動、適切な食生活などにより、運動器障害や低栄養を予防し、社会機能の低下を予防することで、介護保険サービス利用者の増加を抑制する。								
					高齢者の運動器障害や低栄養による自立度低下や虚弱を防ぐためには、適度な運動などによる健康づくりが必要であるため。					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 介護予防に資する住民の自主活動の場への高齢者の参加率【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】(アウトプット)	4.2%	平成28年度	6%	令和2年度	-	-	-	6%	-	これからの介護予防は、機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。そのため、市町村は、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する必要があることから、そのための自主活動の場への高齢者の参加率を指標として選定し、令和2年度末までに6%となることを目標とした。 ※指標:介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業報告(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html) (参考)平成27年度実績:3.9%、平成28年度実績:4.2%
2 老人クラブ活動実績事業数(アウトプット)	101,109件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(101,109件)以上	前年度(98,592件)以上	前年度(95,823件)以上	前年度以上	前年度以上	老人福祉法に規定される老人クラブ活動を全国的に推進する見地から、各地域の老人クラブ数を測定指標として選定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 (参考)平成27年度実績:103,821件、平成28年度実績:101,109件
③ 個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33(i),35,36,⑦】(アウトプット)	33,057件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(33,057件)以上	前年度(39,640件)以上	前年度(45,607件)以上	前年度以上	前年度以上	個別ケースを扱う地域ケア会議は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために行っており、介護支援専門員の資質向上に繋げるためにも有効な手段である。そのため、地域包括支援センター等が積極的に個別ケースを扱う地域ケア会議を開催する必要があることから、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 (参考)平成27年度実績:39,014件(※)、平成28年度実績:33,057件 ※平成28年度実施の調査における、市区町村主催分と地域包括支援センター主催分の合計値
			日常生活圏域あたりの平均実施回数	6.18	7.20	集計中				
4 地域課題を検討する地域ケア会議の開催市町村数(アウトプット)	1,314市町村	平成29年度	前年度以上	毎年度		前年度(1,314市町村)以上	前年度(1,389市町村)以上	前年度以上	前年度以上	地域課題を検討する地域ケア会議は、複数の個別事例から明らかとなった地域課題を共有し、これを解決するために地域の関係者が参加して地域づくりや政策形成に結び付けていくことにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を推進していくために有効な手段である。そのため、地域課題を検討する地域ケア会議を開催する市町村数を指標として選定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 (参考)平成28年度実績:1,099市町村で開催
					1,314市町村	1,389市町村	集計中(年内予定)			

⑤	介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援)及びその他生活支援サービスを実施している事業所数(アウトプット)	22,995事業所	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(22,995事業所)以上	前年度(27,447事業所)以上	前年度(28,492事業所)以上	前年度以上	単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加しており、そのニーズも多様化している。そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに応じて多様な生活支援サービスが利用できる体制を市町村が整備していく必要があることから、その事業所数を指標として選定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。 (参考)平成28年度実績:6,471事業所
	訪問型:多様なサービス		平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(11,159事業所)以上	前年度(12,979事業所)以上	前年度(13,459事業所)以上	前年度以上	
	通所型:多様なサービス		平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(10,061事業所)以上	前年度(12,471事業所)以上	前年度(12,556事業所)以上	前年度以上	
	その他生活支援サービス		平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(1,775事業所)以上	前年度(1,997事業所)以上	前年度(2,477事業所)以上	前年度以上	

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	老人保健健康増進等事業(平成2年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	27億円(26億円)	24億円(24億円)	26億円	-	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行うことにより、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。地方公共団体、民間団体に対し、事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。 ○補助率:10/10	819
(2)	在宅福祉事業費補助金(昭和38年度)	26億円(24億円)	26億円(24億円)	26億円	3	老人クラブが行う各種活動に対して助成する。(以下の具体的な活動内容は例示である。)(ア)健康活動:健康と体力保持に意欲のある高齢者を対象とした「熟年健康教室」の実施(イ)友愛活動:高齢者や家族等に対する認知症問題の普及・啓発、孤独死を未然に防ぐ安否確認運動(ウ)奉仕・ボランティア活動:子供や高齢者を含む地域全体の安全を守る地域見守り活動(エ)次世代育成支援活動:放課後の小学校を活用した地域住民との世代間交流 高齢化が急速に進展する中、老人クラブは地域を基盤とする高齢者の主体的な組織として、その活動や役割が今後益々重要となっているため、本事業により、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを支援する。	820
(3)	全国健康福祉祭事業費(昭和63年度)	1.0億円(1.0億円)	1.0億円(1.0億円)	1.0億円	-	全国健康福祉祭(ねんりんピック)開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア等)②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、将棋大会、俳句大会、地域文化伝承館等)③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展等) 長寿社会を健やかで明るいものとするために、国民一人一人が積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることをねらいとして開催する全国健康福祉祭に要する経費を対象として助成する。	821
(4)	全国老人クラブ連合会助成費(昭和42年度)	0.1億円(0.1億円)	0.1億円(0.1億円)	0.1億円	3	各地域の老人クラブの活動を支援するため、以下の老人クラブ指導者に対する研修等に必要経費を対象として助成する。①都道府県・指定都市老連段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また郡市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会を開催②単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市および郡市区町村老連の行う活動の指導③都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査	822
(5)	地域支援事業交付金(平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33(i),35,36,⑦】	1,988億円(1,676億円)	1,941億円(1,727億円)	1,972億円	1, 3, 4, 5	市町村が、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。	823
(6)	高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費(昭和38年度)	1.9億円(1.1億円)	1.5億円(1.1億円)	1.3億円	-	老人の日記念行事として、本年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業等を実施する。 百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることに資することとなる。	824
(7)	介護給付等費用適正化事業(平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野33(i),35,36,⑦】	1,988億円の内数(12億円)	1,941億円の内数(14億円)	1,972億円の内数	-	・地域支援事業の任意事業として保険者が縦覧点検、医療情報との突合、ケアプラン点検等の事業により給付の適正化に取り組み、国、都道府県は事業の研修を実施する等により保険者を支援する。 ・利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付の削減が図られることにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することができる。	823-1
(8)	医療保険給付費国庫負担金等(大正15年度等) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7,17,18,39(iii),51(ii),⑦(v)](関連 I-9-1)	9兆6,432億円(9兆6,431億円)	9兆8,000億円(9兆8,000億円)	9兆9,494億円	-	高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施状況について、保険者インセンティブの取組において評価し、特別調整交付金に反映することで支援を行う。 (医療保険給付費国庫負担金等のうち、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ分の予算額は100億円となる。)	270
(9)	後期高齢者医療制度事業費補助金(平成20年度) (関連 I-9-1)	57億円(57億円)	56億円(56億円)	50億円	-	高齢者の特性を踏まえた保健事業について、各広域連合で実施する経費を補助し、横展開を支援する。	272
(10)	後期高齢者医療企画指導費(関連 I-9-1)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円(0.2億円)	0.3億円	-	高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループを設置し、高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施にあたり、必要な検討を行う。	287

達成目標2について										
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
6 日常生活における歩数の増加(65歳以上) (出典:国民健康・栄養調査) (アウトカム)	男性 5,628歩 女性 4,584歩	平成22年	男性 7,000歩 女性 6,000歩	令和4年度	-	-	-	(男性 6,209歩、 女性5,380歩)	-	歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。また、歩数を1日1,500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定している。 (健康日本21(第2次)のURL:http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (参考)男性 平成27年度実績:5,919歩、平成28年度実績:5,744歩 女性 平成27年度実績:4,924歩、平成28年度実績:4,856歩
	(参考:75才以上) 男性 3,935歩 女性 3,025歩									
7 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制(65歳以上) (出典:国民健康・栄養調査) (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野08】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	17%	平成22年	22%以下	令和4年度	-	-	-	(22%以下)	-	適切な栄養状態の確保は、高齢者の虚弱化の予防又は先送りにつながると考えられるため、当該指標を設定した。また、健康日本21(第二次)では、要介護や総死亡リスクが統計学的に有意に高くなるポイントとして示されているBMI20以下が有用と考え、本目標値を設定している。 (健康日本21(第二次)のURL:http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html) (参考)平成27年度実績:16.7%、平成28年度実績:17.9% 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
			(参考:75歳以上)							
8 フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村の割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野08】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	50%以上	令和4年度	-	-	-	(16.7%)	-	2020年度から使用する「食事摂取基準(2020年版)」を活用した高齢者のフレイル予防について、自治体でも活用可能な高齢者向けのフレイル予防の普及啓発ツールを令和元年度に作成したことから、当該指標を設定した。目標値は行政栄養士の配置率を考慮して設定し、令和4年度までに本ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村を50%とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和2年行政事業レビュー事業番号
(11)	健康増進事業 (平成20年度) (関連:29-(I-10-2))	29.1億円 (29億円)	36.7億円 (31.4億円)	36.7億円	6	健康教育や健康相談、健康診査などを実施することにより、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の促進が図られる。				336・337
(12)	食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業(令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野08】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	0.4億円 (0.3億円)	-	7.8	2020年度から使用する「食事摂取基準(2020年版)」では、高齢者のフレイル予防も視野に入れた検討をしていることから、食事摂取基準の活用に関して医療・介護関係者(管理栄養士、医師等)向けの教材作成と研修を実施するとともに、国民向けの普及啓発を実施することで、高齢者のフレイル対策が図られる。さらに、自治体の好事例を収集し、自治体等に広く公表することを通じて、自治体等の高齢者に対するフレイル対策を支援する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は測定指標である、フレイル予防の普及ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村の割合を増加させることに寄与すると見込んでいる】				344
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度		政策評価実施予定 時期(評価予定表)
		204,333,781 (172,737,489)			199,363,415 (177,710,434)			202,592,432		令和2年度
施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)					平成28年6月2日			高齢者等については、「健康を長い間維持するなどして安心して生活できる」よう、「高齢者に対するフレイル(虚弱)予防対策」、…が必要である。 (自立支援・介護予防に取り組む先進的な自治体の取組の全国展開) 高齢者の自立支援・介護予防に取り組む好事例の横展開を進める。このため、介護サービスの状況や認定率(要介護度別)の見える化システムを活用して、地域分析を進め、市町村ごとのPDCAサイクルを強化する。また、取組状況に応じた市町村や都道府県へのインセンティブ付け等について検討し、次期介護保険制度改正において必要な措置を講じる。		